

# 本居宣長『玉勝間』全訳注(三)

樋口達郎・河合一樹・宇賀神秀一

凡例

一、本訳注は、本居宣長『玉勝間』の各条について、現代語訳と注釈とを施すものである。今回の『本居宣長『玉勝間』全訳注(三)』はこれまでに発表した『本居宣長『玉勝間』全訳注(一)』『求真』第二十二号、求真会、二〇一七年所収)および『本居宣長『玉勝間』全訳注(二)』『倫理学』第三三三号、筑波大学倫理学研究会、二〇一七年所収)に続くものであり、第六条から第九条までを収める。

- 一、底本には、筑摩書房版『本居宣長全集』所収本を用いた。
- 一、現代語訳にあたっては、平易であることを第一とし、必ずしも逐語的な訳出にはこだわらなかった。たとえば、一文が長いものについては二つに分けて訳出するなどの措置を取った。
- 一、現代語訳や注釈において、特に多くの分量を必要とするものについては、別に補注を設けてその条の最後に纏めた。
- 一、各条の現代語訳ならびに注釈は全員で検討したものであるが、

各条の下訳の担当者を主筆として扱うとともに、その名を題名の直下に筆責として示した。

- 一、『本居宣長全集』に関しては、単に「全集」と表記する。また、引用に際しては「巻数・頁数」の形で当該箇所を示した。
- 一、引用に際して、『日本書紀』や『万葉集』など特定の慣用がある場合にはそれに従った。

一、『玉勝間』についての先行研究は随時参照した。『玉勝間』の抄訳や注釈などにはたとえ次のようなものがある。

- ・『玉勝間(抄)』(吉川幸次郎編『日本の思想 本居宣長集』、筑摩書房、一九六九年。所収)。
- ・前嶋成『全訳玉勝間詳解』、大修館書店、一九五八年。
- ・藤井伝平『玉勝間新釋』、培風館、一九三四年。
- ・『日本思想大系 本居宣長』

これらの先行研究から受けた学識は多大であるが、毎回言及すると参照指示が煩瑣に過ぎるものになってしまったため、省略した。

## 第六條 水葦の岡〔河合〕

### 【本文】

#### 水葦の岡

水葦の岡とつゞきたる水葦は、みな岡の枕詞にして、地名にはあらず、然るを昔より、枕詞なることをしれる人なくして、或は筑前<sup>(1)</sup>、或は近江<sup>(2)</sup>の地名と心得來つるは、ひがこと也、水ぐきは、みづ／＼しき葦といふことにて、草木の葦也、さてくきといへば、即木の事にも、草のことにもなれり、木神を久々能智<sup>(3)</sup>といふにて心得べし、さて岡とつゞくるは、稚の意也、和と乎と通ふ例、わな／＼くをの／＼く、わかづるをこづる、たわやめたをやめなど、猶多き中に、神樂の取物歌<sup>(4)</sup>に、天にますとよ岡姫のとあるをとりて、源氏物語のをとめの卷<sup>(5)</sup>の歌には、天にますとよわか姫とよめる、これ正しく岡と若と通ふ例也、さればみづ／＼しき木の稚しといふ意にて、みづぐきの岡とはつゞくるなり、又萬葉六<sup>(6)</sup>に、水城とつゞけたるは、やがてみづ／＼しき葦のみづ木と、重ねたるなり、七<sup>(7)</sup>に水葦の岡水門とよめるは、筑前國遠賀郡<sup>(8)</sup>にて、風土記<sup>(9)</sup>に塙舸水門と見えて、たゞ岡といふ地名也、此歌の外に、筑前に水ぐきの岡といふこと、古書に見えたることなし、仲哀紀<sup>(10)</sup>に洞海といふあるを思ひて、洞を、水ぐきと一かと思ふも、ひがこと也、洞海は、をかのみなどとは別所也、又水ぐきの岡、近江に有といふも、よしなきこと也、十<sup>(11)</sup>に、水ぐきの岡と

のみにて、水門といはざる歌あるは、前後みな大和の地名をよめる歌の中なれば、筑前にはあらで、大和なるべし、高市郡飛鳥の岡<sup>(12)</sup>を、今も岡といひ、岡寺といふもあれば、此所ならむか、十二<sup>(13)</sup>にも見えたるは、いづくにもあれ岡にて、地名にはあらざるか、又古今集大歌所の歌<sup>(14)</sup>、水ぐきふりに、みづぐきの岡の屋がたとよめるは、岡屋縣<sup>(15)</sup>にて、和名抄<sup>(16)</sup>に、山城國宇治郡岡屋平加乃也とある所也、後に岡屋關白<sup>(17)</sup>と申し、がおはせしも、此地名也、縣をがたといふは、山縣方縣などの如し、然るにこれを、水ぐきの岡といふ地名と思ひ、やがたを屋形と心得たるは、みなひがこと也、屋形といふ物は、船などにこそあれ、家を屋形といふことは、古にはなきことなるをや、さて水ぐきふりといふは、樂府<sup>(18)</sup>にていふ稱にて、その歌のはじめの詞をとりてつけたる物にて、地名に限れることにはあらず、此某ふりといふ名の事は、古事記傳に、ひなぶりの下にくはしくいへり<sup>(19)</sup>、さて又せうそこ書をみづぐきといふは、玉づさといふと同じくて、これもみづ／＼しき木といふこと也、そはまづ上古には、人の許へ使をやるには、梓木に玉をつけたるを持せて、使のしるしとせし也、玉梓の使とつねにいふは此事也、それよりうつりて、せうそこ文をも、同じく玉梓といひ、又かの玉つけたる梓をさして、みづ／＼しき木といふ意にて、みづぐきといへるより、これもうつりて、書をも然いへる也、かくて又うつりては、かならずしも人の許へやる書ならでも、手跡の事をも、水ぐきといふことゝなれるなり、

【現代語訳】

「水莖の岡」として「岡」に続く際の「水莖」という言葉は、すべて「岡」にかかる枕詞であつて、地名ではない。それなのに、昔から枕詞であることに気づいた人がいなくて、あるいは筑前、あるいは近江の地名であると考えられてきたのは、誤りである。「水ぐき」というのは、「みずみずしい莖」ということであつて、草木の莖のことである。そして、「くき」と言えば、「その時々で」「木」のことにも「草」のことにもなる。木の神を「ククノチ」といふことからそのように理解するべきである。

さて、「水莖の」岡というように続けるのは、「稚（ワカ（い））」という意味によつてである。「ワ」の音と「ヲ」の音とが通用される例は、「ワナナク」と「ヲノノク」、「ワカヅル」と「ヲユヅル」、「タワヤメ」と「タヲヤメ」など様々に多いが、その中でも神楽の『採物歌』に、「天にますとよ岡姫の」とあるのを引用して、『源氏物語』の「をとめの巻」の歌には、「天にますとよわか姫」と詠んでいる。これはまさしく「岡」と「若」とを通用する例である。ゆえに、「みずみずしき木の稚し」という意味で、「みづぐきの岡」というように続けるのである。

また、『万葉集』の巻第六に「水莖の」「水城」と続けているのは、すなわち「みずみずしき莖のみず木」と重ねたものである。『万葉集』巻第七に「水莖の岡の水門」と詠んでいるのは、筑前

国の遠賀郡のことであつて、『風土記』に「塙柯の水門」という言葉が見えるように、ただ「岡」という地名のことである。この歌のほかには、筑前に「水莖の岡」といつている例は、古書の中には見あたらない。

『日本書紀』の仲哀天皇条に「洞の海」という言葉があることを踏まえて、「洞」を「水莖」と同じものであると考えるもあつて、誤りである。「洞の海」は「崗の水門」とは別の所である。また、「水莖の岡」は近江にあるというのも、根拠のないことである。『万葉集』巻第十に、「水莖の岡」とのみあつて、「水門」と言わない歌があるが、その前後はすべて大和の地名を詠んでいる歌であつて、その中にあるということは、筑前ではなく大和のことだろう。高市郡飛鳥の岡を、今でも「岡」といい、「岡寺」というものもあるので、このことではないだろうか。『万葉集』巻第十二にも「水莖の岡」という言葉が見えるが、それはどこしらの岡であつて、地名のことではないのではないかと。

また、『古今和歌集』の「大歌書御歌」の「水莖ぶり」に、「みづぐきの岡の屋がた」と詠んでいるのは、「岡の屋縣」のことであつて、『和名抄』に「山城の国宇治の郡岡屋はオカノヤ」とあるところである。後に「岡の屋の関白」という方がいらつしやつたのも、この地名に由来することである。「縣」を「がた」というのは、「山縣」「方縣」などと同じである。それにもかかわらず、これについても、「水莖の岡」という地名であると思つて、「やが

た」を「屋形」であると考えるのは、すべて誤りである。「屋形」というものは、船などにこそいうものであって、家を「屋形」ということは古えにはなかったことである。

さて、『古今和歌集』の部立に「水ぐきぶり」と言っているのは、楽府において用いられる名称であり、その歌のはじめの詞からとってつけたものであって、地名に限られたことではない。この「ぐぶり」という名称のことについては、『古事記傳』において「ひなぶり」の箇所詳しく述べた。

ところで、「せうそこ書〔手紙〕を「みづぐき」というのは、「玉づさ」というのと同じようなことであって、これも「みづみずしき木」ということである。それ「手紙のことを「玉梓」という理由」は、まず上古には人の所へ使いをやるときには、梓の木に玉をつけたものを持たせて、使いであるしとしていた。「玉梓の使い」という言い方があるのは、このためである。それが転用されて「せうそこ文」のことも同じく「玉梓」というようになり、またその玉をつけた梓を指して、それが「みづみずしき木」であるという意味で「水莖」と言った。そのことから、これも転用されて書のこともそのようにいったのである。そのようにして、さらに転用されて、必ずしも人の所に送るものでなくても、手跡「文字の書きぶり」のことも、「水ぐき」ということになったのである。

#### 【注釈】

- (1) 筑前は現在の福岡県西部の旧国名。契沖の『万葉代匠記』や賀茂真淵の『万葉考』などがこの説をとる。
- (2) 近江は現在の滋賀県の旧国名。北村季吟の『八代集抄』などがこの説をとる。
- (3) 久々能智は、『古事記』ではイザナギとイザナミの神産みの段に「生木神」として登場する。宣長は「久々」を「莖」であると解釈している。『古事記傳』(九・二二)参照。
- (4) 取物歌は、「採物歌」とも書く。神楽で舞う際に手に持つものを「採物」といい、それについて歌うものが「採物歌」である。『拾遺和歌集』に「幣は我がにはあらず天に坐す豊岡姫の宮の幣宮の幣(卷十・五七九)」とある。
- (5) 『源氏物語』のをとめの巻の歌は、多くの写本や版本では「採物歌」と同じく「とよをか姫」とある。宣長が『源氏物語』の校訂作業の底本として使用した北村季吟の『湖月抄』では、注に九条種通の『孟津抄』が引かれており、「とよわか姫」とする異文があることが紹介されている。「とよわか姫」とする場合、歌は「天にますとよわかひめの宮人もわが心ざしめを忘るな」となる。また、宣長の『源氏物語』の校訂作業については杉田昌彦『本居宣長の源氏学』(新典社、二〇一一年)に詳しい。
- (6) 『万葉集』巻第六の九六八番歌に、「ますらをと思へる我れ

や水茎の水城の上に涙拭はむ」というものがある。

- (7) 『万葉集』巻第七の二二三番歌に、「天霧らひひかた吹くらし水茎の岡の港に波立ちわたる」とある。

- (8) 遠賀郡は筑前国の一地域であり、ここでの「岡水門」は現在の遠賀川の河口付近にあたる。

- (9) 『風土記』は奈良時代に元明天皇の詔によって、各地の様子をまとめさせた官撰の地誌である。『出雲国風土記』『播磨国風土記』は現在まで大部分が残されているが、『肥前国風土記』『常陸国風土記』『豊後国風土記』は欠損が多く、それ以外は散逸している。ただし、後世の書物に引用されたものが逸文として残っている場合もある。ここでの宣長の言及は、仙覚の『万葉集注釈』に「風土記に云はく、塙舸の県。県の東の側近、大江口有り、名づけて塙舸水門と曰う。」とあるのに基づいている（仙覚『万葉集注釈』、『万葉集古注釈大成万葉集仙覚抄 万葉集名物考 他二編』、日本図書センター、一九七八年所収、一一四頁。）。
- (10) 『日本書紀』の仲哀紀八年春正月条に、「洞海」という言葉があり、「洞」を「くき」と読むように音注が付けられている。
- (11) 『万葉集』巻第十には、二一九三番歌「秋風の日に異に吹けば水茎の岡の木の葉も色づきにけり」および二二〇八番歌「雁がねの寒く鳴きしゆ水茎の岡の葛葉は色づきにけり」の

二首があり、ともに「水門」に続かない用例である。

- (12) 現在でも奈良県高市郡明日香村に「岡」という地名が残っている。

- (13) 『万葉集』巻第十二の三〇六八番歌に、「水茎の岡の葛葉を吹きかへし面知る子らが見えぬころかも」とある。

- (14) 『古今和歌集』巻第二十の一〇七二番歌に、「みづぐきぶり」として「水ぐきの岡のやかたに妹と我とねての朝けの霜はひりほ」という歌がある。

- (15) 『古今和歌集』に出る「岡の屋がた」を、宣長は「岡屋縣」と解する。「懸」は田舎や地方という語であるから、「岡屋縣」は岡屋地方というほどの意になるか。「岡屋（おかのや）」は、直後の本文にあるように山城国宇治郡の古地名であり、現在の宇治市五ヶ庄岡屋周辺にあたる。

- (16) 『和名抄』は『和名類聚抄』の略称。源順が編纂した辞書であり、漢語に対応する日本語の読みを万葉仮名で示したもので、岡屋關白は近衛兼経（一一一〇～一一五九）。四条天皇の時代に摂政と太政大臣、続く後醍醐天皇の時代に関白を務めた。

- (17) その日記は『岡屋關白記』として知られる。

- (18) 中国では前漢の時に民間歌謡を採集する組織として「楽府」が設立され、漢詩の形式の一つにもなっているが、宣長はあくまでそれとは無関係に日本に上代から「うたまいのつかさ」があったとしている。『古事記伝』十・八七参照。

(19)

「夷振」の注釈は、『古事記伝』十・八七、八八にある。上代に「楽府」では優れた歌を、楽器の演奏や舞踊とともに歌っており、その際の歌い方などの様子を「くぶり」と言うとしてゐる。

## 第七条 わたくしに記せる史〔樋口〕

### 【本文】

わたくしに記せる史

よにおほやけの史<sup>(1)</sup>にはあらで、私に御代くくの事を記せる書<sup>(2)</sup>、これかれとおほかるを、むかしの皇國人は、佛をたふとばぬは一人もなかりしかば、かゝる書にさへ、ともすればえうなきほとけざたのまじりて<sup>(3)</sup>、うるさく、今見るには、かたはらいなきことおほし、又さかしら心に、神代にはあやしき事のみ多くして、からめかぬをいとひて、おほくは神武天皇より始めてしるして<sup>(4)</sup>、神代のほどをばはぶけるは、から國のむねくしき書に<sup>(5)</sup>、さるたぐひのあるを、よきことと思ひて、ならへる物也、そもく外國々は<sup>(6)</sup>、その王のすぢ、定まれる事なくして、よゝにかはれば、心にまかせて、いづれのよゝり記さむも難なきを、御國の皇統は、さらに外國の王のたぐひにはまします、天照大御神の天津日嗣<sup>(7)</sup>にましめて、天地ととも、とこしへに傳はらせ給ふを、その本のはじめをはぶきすてゝ、なからより記してよからめや、よろづをから國にならふも、事によりては、心すべきわざぞかし、

### 【現代語訳】

世の中には、公式な国家によって編纂された歴史書ではなくて、私的に時代ごとの出来事を記録した書物が、あれやこれやと多い。

昔の日本人は、仏教を尊ばない人は一人もいなかったもので、そのような書物にさえ、ともすれば必要ない仏教の事柄が混じつてうっとうしく、今日から見れば馬鹿馬鹿しいことが多い。また、小賢しい心をおこし、神代には奇異な事ばかりが多くて中国の様子とは違っていることを嫌がって、「そのような書物の」多くは神武天皇から書き始めて、神代の事柄を省いている。これは、中国のご立派な書物に、そのような形式のものがあるので、それをよいことであると思つて真似たものである。そもそも、海外の国々では、その王の血統が定まることなく時代ごとに変わるので、好きなようにいつの時代から書き始めても問題がないが、「それに對して」日本の皇統というものは、外国の王のたぐいと同じではなく、天照大御神のお世継ぎとして、「天照大御神が」天地とともに永遠に伝わるようにされたものである。それなのに、その「皇統の根柢となる」大本の始まりを省き捨てて、途中から書き始めてよいものだろうか。あらゆることにおいて中国の真似をしているが、事柄によっては、「真似てよいかどうか」よくよく注意しなければならない。

#### 【注釈】

(1) 国家によつて正式に編纂された官撰の歴史書。日本では、『日本書紀』『続日本紀』『日本後紀』『続日本後紀』『日本文徳天皇実録』『日本三大実録』があり、その数から「六国史」と

呼ばれる。

(2) 官撰以外の歴史書。有名なものとして、皇円の『扶桑略記』や慈円の『愚管抄』、著者未詳『百鍊抄』などがある。鎌倉幕府の『吾妻鑑』は武家の歴史書である。また近世においては、『本朝通鑑』を江戸幕府が、『大日本史』を水戸藩が編纂しているが、これらも朝廷による官撰の歴史書ではない。

(3) 一例として、たとえば『愚管抄』には次のような記述がある。

「延喜元年正月日菅丞相ノ御事有ケリ。〔中略〕北野ノ御事モ權者ノ末代ノ爲トテノ事ト心得ヌル上ハ彌メダシ。」

前半部に見える「菅丞相」とは菅原道真であり、ここにいる「御事」は、時の左大臣藤原時平の讒訴によつて道真が延喜元年（九〇一）正月二十五日付で太宰府左遷へと追い込まれた「昌泰の変」を指している。後半部は、この道真左遷に対する著者慈円の見解を示したものであるが、そこには一連の事件が「權者ノ末代ノ爲トテノ事」であつたとの解釈がなされている。「權者」とは、衆生救済のために仏があらわした仮の姿のことであるから、慈円にとつて道真の左遷は、末法の世における人びとの救済を目的とした仏の計らいとして理解されていたということがわかる。

(4) 『扶桑略記』をはじめ、これに影響を受けて記された『水鏡』や『愚管抄』など、私的に物された史書の多くは年代記を神武天皇から始めている。一方で、南北朝から室町あたり

にかけて成立したとされる『皇代歴（歴代皇紀）』などは、冒頭の「帝王系圖」が国常立尊から書き始められており、日本の歴史の起源を神代に求める態度があらわれている。

(5) 中国の正史とされる「二十四史」の嚆矢をなす司馬遷の『史記』は、三皇五帝のうち三皇の伝承を神話であるとして取り

載せず、五帝の初代となる黄帝の記述から始められている。なお、五帝の事蹟を史書に収載することについては、司馬遷

自身が「長老皆各々往往黃帝・堯・舜を稱するの處に至るに、風教固に殊なり。之を總ぶるに、古文を離れざる者はに近し。予春秋・國語を觀るに、其の五帝徳、帝繫姓を發明すること章かなり。顧ふに弟深く考へざるのみ。其の表見する所、皆虚ならず。書缺けて間有り。其の軼せるは乃ち時時他

説に見ゆ。學を好み思を深くし、心に其の意を知るものに非ずんば、固に淺見・寡聞の為に道ひ難きなり。余、并せて論次し、其の言の尤も雅なる者を選び、故に著はして本紀の書の首と為す。『新釈漢文大系 史記』七〇頁」と述べているように、五帝の存在を全き史実であると見做しての措置ではなかつたようである。

(6) このように、頻繁な王統の交代を外国の制度や思想の瑕疵に由縁するものとして批判しつつ、翻つて万世一系の皇統を維持する自国の優越性を説く論法は、宣長や真淵の常套手段であつた。こうした主張は国学の成立以前からしばしば為され

ており、早くは『続日本後紀』卷十九・嘉祥二年の条に収載された長歌に、「…我國の聖の皇は尊くも御坐が日宮の聖の御子の天下に御坐て御世御世に相承襲て毎皇に現人神と成給ひ御坐せば四方の國隣の皇は百嗣に繼ぐと云ふとも何しか等しく有らむ…」と詠まれている。

(7) 宣長は、「天津日嗣」という言葉について、「お世繼ぎ」とい

う解釈を認めているが、他方で「嗣」を「給」であるとし、天照大神が「給寄し賜ふもの（下さるもの）」を受け取る意味であるという独特の解釈も示している（古事記伝）十・一四〜一六）。



第八条 家隆卿のことば〔河合〕

【本文】

家隆卿のことば

いへたかの二位<sup>(1)</sup>のいはれしは、歌はふしぎの物にて候也、きとうち見るに、おもしろくあしからずおぼえ候へども、次の日又々見候へば、ゆゑしく見ざめのし候、これをよしと思ひ候けるこそふしぎに候へ、などおぼゆる物にて候<sup>ふた(2)</sup>、とぞいはれける、まことにさることなり、

【現代語訳】

従二位藤原家隆卿は、かつて次のようにおっしゃった。「歌は不思議なものである。「作ってから」すぐ見ると、面白くて悪くないように感じて、次の日あらためて見れば、非常に興ざめなものに見えて、これをよいと思つたことが不思議であるなどと感じるものである。」と。本当にその通りである。

【注釈】

(1) 藤原家隆（一一五八～一二三三）のこと。鎌倉初期の歌人であり、『新古今和歌集』の選者の一人。

(2) この言葉は、『土御門院御百首』に附された「家隆卿中院にまいらする文」の中の一文である。なお、これについては山

崎桂子『新注和歌文学叢書 12 土御門院御百首 土御門院女房日記 新注』（青簡社、二〇一三年）に明細な訳注がある。

## 第九條 儒者の皇國の事をばしらずとてある事〔河合〕

【本文】

儒者の皇國の事をばしらずとてある事

儒者に皇國の事をとふには、しらずといひて、恥とせず、から國の事をとふに、しらずといふをば、いたく恥と思ひて、しらぬことをもしりがほにいひまぎらはす、こはよろづをからめかさむとするあまりに、其身をも漢人めかして、皇國をばよその國のごともてなさむとするなるべし、されどなほから人にはあらず、御國人なるに、儒者とあらむものゝ、おのが國の事しらであるべきわざかは、但し皇國の人に對ひては、さあらむも、から人めきてよかめれど、もし漢國人のとひたらむには、我は、そなたの國の事はよくしれども、わが國のことはしらずとは、さすがにえいひたらじをや、もしさもいひたらむには、己が國の事をだにえしらぬ儒者の、いかでか人の國の事をはしるべきとて、手をうちて、いたくわらひつべし、

【現代語訳】

〔日本の〕儒者は日本のことについて質問された時は、知らないと答えても、恥であるとは思わない。「それに対して」中国のことについて質問された時には、知らないと答えることを非常に恥ずかしいことであると思つて、知らないことでも知っているよ

うな顔をして答えてごまかす。これは、全てにおいて中国のまねをしようとするあまりに、「日本人である」自分自身をも中国人のように見せようとして、日本のことを外国であるかのように扱おうとしているのだろう。しかし、そんなことをしてもなお、中国人ではなく、日本人であるのだから、儒者である者も、自分の國のことを知らないで済ましておいてよいのだろうか。あるいは日本の人に対しては、そのような態度でも中国人風ということでもよいかもしれないが、もし中国人が質問してきた時には、「私はあなたの國のことはよく知っているけれども、自分の國のことは知らない。」とは、さすがに言うことが出来ないだろうに。もしそのように言つたならば、「中国人は」自分の國のことをすらない儒者が、どうして他人の國のことを知っているだろうか、手を打つて、大いに笑ふことだろう。

【考】

本条は、宣長の主張を述べるものであり、古典などへの言及や難解な語彙がないため、殊更な語注は必要ないと思われる。ただし、このように当時の学者たちが中国を中心として考えることへの批判は、山鹿素行『中朝事実』や浅見綱斎『中国弁』などにおいて儒者たちの間でも早くから行われており、宣長の思想においても重要な地位を占めている。特に、『古事記伝』に収められた『直隰叢』は徂徠派の儒者太宰春台の『弁道書』への反論としても書かれており、

中国を中心と見る立場への批判を強く打ち出している。なお、『直毘  
靈』の周辺を巡る論争に関しては、小笠原春夫『国儒論争の研究―  
直毘靈を起点として』（ベリカン社、一九八八年）に詳しい。

（ひぐち・たつろう

筑波大学人文社会系

特任研究員

かわい・かずき

筑波大学大学院

人文社会科学研究科

うがじん・しゅういち

筑波大学大学院

人文社会科学研究科